

秋の火災予防運動の実施について

諏訪広域消防下諏訪消防署

○火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、全国一斉秋の火災予防運動が実施されます。

実施期間 令和6年11月9日（土）～15日（金）までの7日間

防火標語 『 守りたい 未来があるから 火の用心 』

○お宅の住宅用警報器は大丈夫？

定期的に作動するか点検しましょう

一ヶ月に一度を目安に作動点検をしましょう。点検は、居住者自ら行ってください。

点検方法

本体のボタンを押すものや、ひもを引くことで点検できるもの等機種によって異なりますから、取扱説明書をみて確認しましょう。

警報器の交換時期について

本体の交換期限は機種によって異なりますが、おおむね10年が目安です。

本体に表示された交換期限や、機能異常を示す音や、表示がされた場合は交換してください。
（機種により電池交換で済む場合があります。）

警報器が鳴ったらどうすればいい？



警報音の出ている場所を火災かどうか確認してください。

【火災のとき】 大声で火事であることを知らせます。
火元を確認して、119番通報や可能なら初期消火を行ってください。

【火災でないとき】 タバコや調理中の湯気、煙の出る殺虫剤などを使用すると警報が鳴ることがあります。対処方法として、室内の換気をして煙などを外へ排出し、警報音を止めましょう。
（ボタンを押すか、ひもを引くと、一般的に止まります。）

【電池切れのとき】 短い音でピッ、ピッと一定の間隔でなる場合電池切れの注意音です。
（メーカーにより異なりますので必ず説明書を確認してください。）

【問合せ先】 諏訪広域消防本部 予防課 0266-21-1190
下諏訪消防署 0266-28-0119

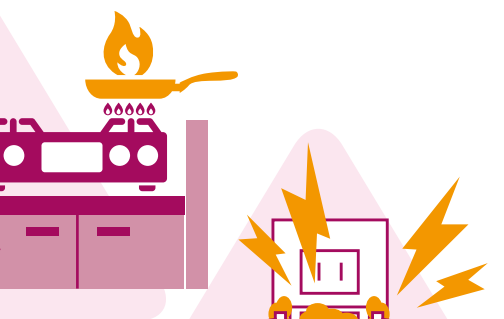
住宅防火 いのちを守る10のポイント

4つの習慣

- 

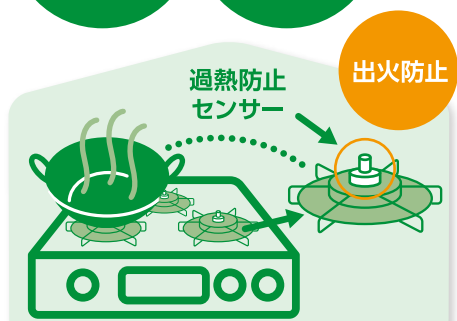
1 寝たばこは絶対にしない、させない
- 

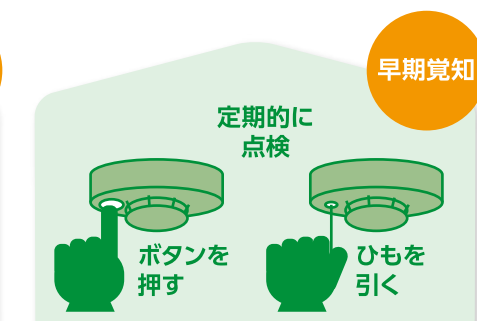
2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない
- 

3 こんろを使うときは火のそばを離れない
- 

4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

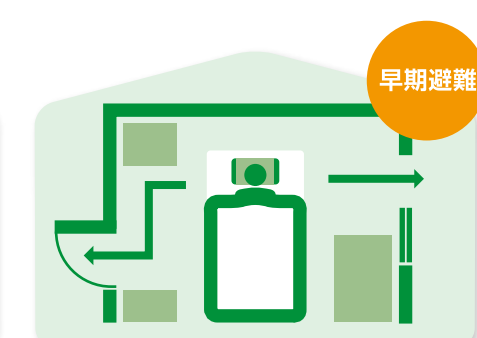
6つの対策

- 

1 火災の発生を防ぐために、ストープやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- 

2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 

3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
- 

4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- 

5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- 

6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う